

## 道路事業・街路事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目

### 第1 評価の対象とする事業の範囲（実施要領第2 関連）

対象とする事業は、新設・改築事業（独立行政法人等施行事業、高速自動車国道及び一般国道に係る事業並びに地方道及び街路に係る事業等に係るもの）とする。

ここで、独立行政法人等施行事業には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社（以下、「会社」という。）が行う事業を含むものとする。

### 第2 評価を実施する事業（実施要領第3 関連）

原則として事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とするが、一つの「箇所」を複数の「区間」に分けて事業採択する場合は、各々の「区間」を一つの事業単位とする。なお、複数の区間又は箇所（予定も含む。）が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについては、それらをまとめて評価を行うことができるものとする。

### 第3 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存（実施要領第4 関連）

- 1 一般道路事業及び有料道路事業が一体となって実施される事業の評価の実施  
一般道路事業及び有料道路事業が一体となって実施される事業については、先行する事業を評価する際に両事業を併せて全体の評価を実施するものとする。
- 2 会社が行う事業の評価の実施及び結果等の公表の時期  
会社が行う事業のうち、当該事業に係る政府予算を伴わないものについては、評価の実施及び結果等の公表の時期は、事業許可時点までとする。
- 3 「評価に係る資料」の内容  
「評価に係る資料」は、対象事業の目的に加え、第4に示す評価指標に係る資料とする。
- 4 「関係する都道府県・政令市」の対象  
「関係する都道府県・政令市」は、会社が行う事業の場合、当該事業が経過する又は当該事業について出資金を拠出する都道府県・政令市とする。

## 5 結果等の公表

結果等の公表は、別に定める様式により実施するものとする。

## 第4 評価の手法（実施要領第5関連）

国土交通省所管公共事業の新規採択時評価実施要領第5の1に基づき定めた評価手法は以下のとおりである。

新規事業採択に当たっては、別に定める評価指標を用いて事業の評価を実施し、この評価を踏まえ、当該年度の予算枠、地域固有の状況等の諸要素を総合的に考慮して、新規事業採択箇所を決定する。なお、評価指標の一つである費用便益比については、別に定める費用便益分析マニュアルに基づき算定する。

## 第5 施行期日

本細目は、平成29年3月15日から施行する。